

岩美町自主防災組織訓練奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町自主防災組織育成要綱（平成25年4月1日施行）に基づき結成された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が行う訓練に対し、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町自主防災組織訓練奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本奨励金は、地域防災の要となる自主防災組織が自ら行う訓練の実施を促進するため交付する。

(奨励金の交付)

第3条 町は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる者に対し、第2欄に掲げる訓練に予算の範囲内で本奨励金を交付する。
2 本奨励金の額は、別表第3欄に掲げる金額により算出された合計の額とする。

(奨励金の交付申請及び請求)

第4条 本奨励金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩美町自主防災組織訓練奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添付し、町長に申請及び請求するものとする。
2 申請及び請求の時期は、訓練を実施した日が属する年度の3月31日までにを行うものとする。

(奨励金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、岩美町自主防災組織訓練奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により本奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助 対象者	2 対象となる訓練	3 奨励金の金額 (1回の訓練あたり)	
自主防災 組織	次の(1)から(8) に掲げる訓練 (1) 避難訓練 (2) 初期消火訓練 (3) 救急救護訓練 (4) 救出訓練 (5) 防災資機材取扱 訓練 (6) 炊き出し訓練 (7) 一時避難所運営 訓練 (8) その他防災上 必要と認められ る訓練 ※町や公的機関が実施 する防災訓練に伴う訓 練及び消火栓・消防ポ ンプの定期点検は対象 としない	住民参加人数	金額
		50人以下	10,000円
		51人以上 100人以下	15,000円
		101人以上	20,000円
		※年度内に2回までを限度とする。	